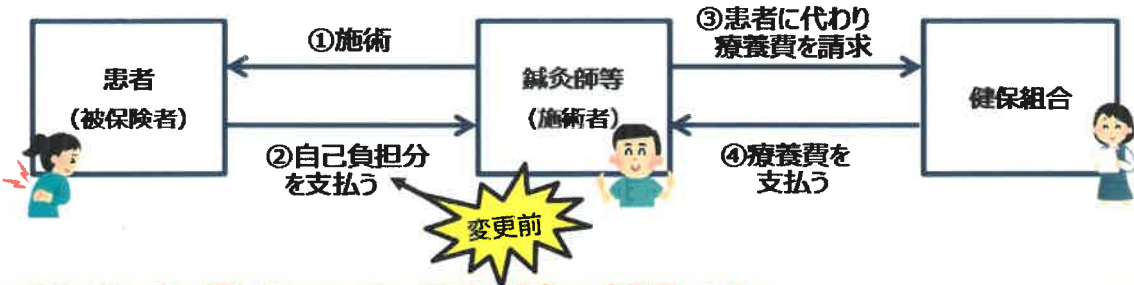


# 療養費の支給方法が変わります

はり・きゅう・あんま  
マッサージ・指圧

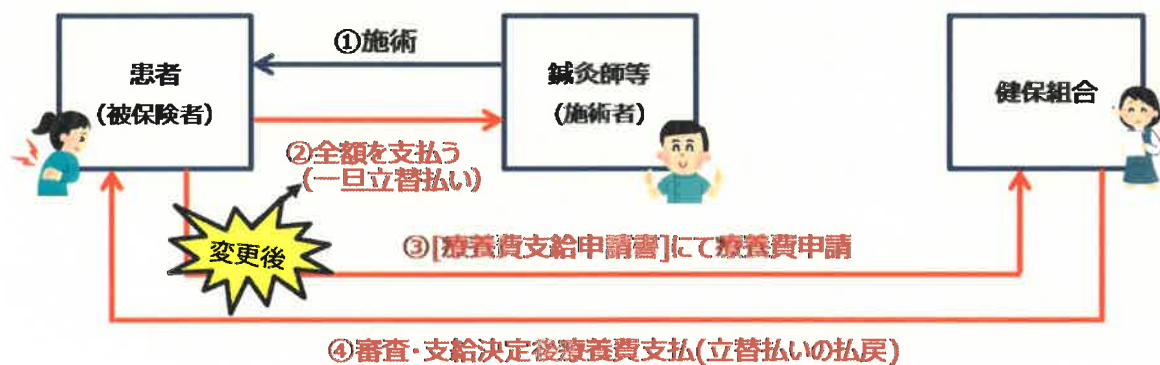


## 現在～2018年5月施術分まで



変更前

## 2018年6月施術分～



変更後

なぜ、支給方法が変わるのかしら？

申請するのがめんどくさいわ！

法律で決まっています！  
(健康保険法第87条)

療養費は健康保険法第87条により、施術費用の全額を一旦立替支払し、その後健保組合へ療養費の申請をする事が原則と定められております。今回、健康保険組合連合会の指導に基づき申請方法を見直します。

ご協力をお願いいたします！

# 療養費について

まずは、健康保険が使えるかご確認ください！

### はり・きゅうの場合

医師による治療手段がない場合に限り、健康保険が使えます。  
医師の「**施術同意書**」が必要です。

対象となる病気  
神経痛・リウマチ・頸腕症候群  
五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症 など

### あんま・マッサージ・指圧の場合

医療としての施術を必要とする場合に限り、健康保険が使えます。  
医師の「**施術同意書**」が必要です。

対象となる病気  
筋麻痺・関節拘縮 など



**ご注意** あんま・マッサージ・指圧、はり、きゅうの施術は、医師の同意がある場合のみ健康保険が使えます。本人の希望のみで施術を受ける場合は健康保険の対象とはなりません。また、医師の治療と同時に、健康保険を使ってはり・きゅうの施術はできません。

## 療養費の申請方法

### ①施術を受ける(医師の同意が必要)

- 医師から、施術の同意を受け施術を受けます。
- 初回施術時は「**医師の同意書**」の交付を受けます。
- ※3か月を超えて施術が必要な場合は、**再同意**が必要です。

### ②施術費用を全額支払う

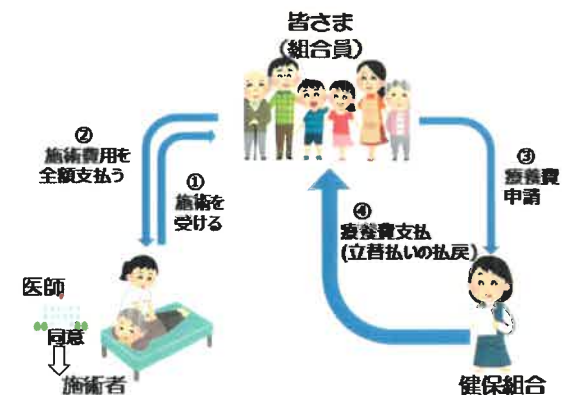
- 施術費用の全額を支払う(一旦立替払い)。
- 必ず領収書をもらう。

### ③療養費申請

- 「**療養費支給申請書**」を記入し、同用紙内の**施術内容証明欄**へ施術者より証明をもらう。
- ※月単位(1日～月末)の申請。
- 「**療養費支給申請書**」と必要な添付書類を健保組合に提出してください。
- <添付書類の確認>
  - 医師の同意書(初回施術時は必ず必要)
  - 施術費用の領収書(原本のみ可)
  - ※申請に必要なものすべてを添付すること。領収書がない場合は払戻できません。

### ④療養費支払(立替払いの払戻)

- 立替払いの払戻を受ける(自己負担分を除く)。
- ※申請内容を審査した結果、払戻ができない場合もあります。



### ◆お問い合わせ先

トヨタ車体健康保険組合  
8:30～12:00 13:00～17:30  
(土日、会社休日を除く)  
外線☎(0566)36-3927  
内線☎81-2755/2756

### ◆詳細はトヨタ車体健康保険組合

ホームページをご覧ください。  
<https://www.ty-kenpokikin.or.jp/kenpo/>

トヨタ車体健康保険組合 | 検索